

令和7年度

消費生活相談員（会計年度任用職員）募集要項

募集期間

令和6年12月18日（水）～令和7年1月28日（火）

鹿児島市 市民局 市民文化部 消費生活センター

令和7年度 鹿児島市消費生活相談員（会計年度任用職員）募集要項

鹿児島市市民局市民文化部消費生活センター

1 職務内容及び募集人員

職務内容	募集人員
市民の消費生活に係る苦情及び相談の受付並びにその処理、消費生活出張講座の講師等	1名程度

2. 任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（採用から1か月は条件付採用期間）

※年度を超えての更新はありませんが、任期ごとに面接や従前の勤務実績に基づく客観的な能力検証を行ったうえで、再度任用されることがあります。

3 勤務場所及び勤務条件等

(1) 勤務場所

鹿児島市消費生活センター 鹿児島市役所本庁西別館1階（鹿児島市山下町11番1号）

(2) 勤務日・勤務時間

- ・勤務日は、毎週月曜日から金曜日までの5日間
- ・1日の勤務時間及び休憩時間は、下表のとおりで、各勤務日の勤務区分は所属長があらかじめ指定します。（時間外勤務を命じる場合があります。）

勤務区分	勤務時間	休憩時間
A	午前9時から午後3時45分まで	正午から午後1時まで
B	午前10時30分から午後5時15分まで	午後1時から午後2時まで

(3) 休日、休暇

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）、年次有給休暇ほか

(4) 身分等

① 鹿児島市消費生活相談員（会計年度任用職員）

② 給料及び手当等

給料（報酬）額は、鹿児島市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、実務経験や職責等を考慮の上、決定します。

月額：177,800円から194,800円

※関係条例・規則等が改正された場合は変更される場合があります。

※その他、期末手当、勤勉手当、通勤手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

③ 社会保険等

地方公務員共済、厚生年金保険、雇用保険に加入。公務災害補償の適用あり。

④ 服務等

地方公務員法に規定する服務に関する規定（守秘義務、信用失墜行為の禁止、職務専念義務、政治的行為の制限など）が適用されるとともに、非違行為等があった場合には懲戒処分の対象となります。

4 応募資格

(1) 応募資格については、次の①から③の要件を満たさなければならないものとします。

応募資格
<p>① 採用予定日時点で以下のアからウまでのいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 消費生活相談員の資格（国家資格）を有する者</p> <p>(イ) 消費生活相談員の資格（国家資格）を有するとみなされた者※</p> <p>(ウ) 以下の A から C までのいずれかの資格を有し、かつ、採用後に消費生活相談員の資格（国家資格）を取得する意思がある者</p> <p>A 消費生活専門相談員（独立行政法人国民生活センターが認定）</p> <p>B 消費生活アドバイザー（一般財団法人日本産業協会が認定）</p> <p>C 消費生活コンサルタント（一般財団法人日本消費者協会が認定）</p>
<p>② 普通自動車運転免許を有する者</p>
<p>③ パソコンの基本操作ができる者</p>
<p>※（イ）の消費生活相談員の資格（国家資格）を有するとみなされた者は、次のとおり。</p> <p>平成28年4月1日の時点で、A から C までのいずれかの資格を有し、かつ次の（a）又は（b）に該当する者</p> <p>（a）平成23年4月1日から平成28年3月31日までの期間に通算1年以上の消費生活相談の実務経験がある者</p> <p>（b）平成28年4月1日までに通算1年以上の消費生活相談の実務経験があり、内閣総理大臣が指定する者が実施する講習会を修了した者</p>

(2) 前記の受験資格にかかわらず、次の①～③のいずれかに該当する者は受験できません。

① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

② 鹿児島市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過していない者

③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 選考の方法及び内容

作文及び個別面接による選考を行います。

6 選考の日程、選考結果発表

(1) 日 程（個別面接）

令和7年2月上旬に実施予定 ※詳細は応募者あてに通知します。

(2) 選考結果発表

合否の結果は、個別面接の実施後に文書で本人に通知します。

7 選考結果の開示

選考の結果については、個人情報保護に関する法律第69条第2項第1号の規定により、以下のとおり口頭で開示を申し出ることができます。

開示申出ができる人	開示内容	開示期間	開示場所
不合格者	総合得点、合格最低点及び順位	合否の結果発送の日から起算して1か月間	鹿児島市消費生活センター

開示申出をする場合は、必ず応募者本人（代理は認めません。）が、本人であることを証明する書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券等）を持参し、鹿児島市消費生活センターへ直接お越しください。電話、郵送等による開示申出は受け付けません。

開示受付は、開示期間内の午前8時30分から午後5時15分までです。（ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く）

8 応募方法

持参か郵送で応募してください。

(1) 提出書類

ア 選考申込書（鹿児島市ホームページ <http://www.city.kagoshima.lg.jp/> からダウンロードすることができます）

※郵便で請求するときは、封筒の表に「消費生活相談員応募申込書請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型2号）を同封してください。

イ 履 歴 書（市販の履歴書で可）

※申込日前6か月以内に撮影した上半身脱帽正面向の写真を貼り付けること。

ウ 作文（テーマ「関心のある消費者問題と消費生活相談員としての心構え」について、800字程度で自身の考えを記入してください。）

※作文は、パソコン等で作成したものを提出しても構いません。

エ 資格を証明する書面の写し

(2) 受付期間等

ア 受付期間：令和6年12月18日（水）から令和7年1月28日（火）まで
土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く。

イ 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 郵送の場合は、令和7年1月28日（火）必着とします。

※封筒の表に「消費生活相談員選考申込書在中」と朱書きしてください。

(4) 提出先及び問い合わせ先

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市消費生活センター（西別館1階）

電話：099-808-7512